

川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事

工事名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名称	表紙			
-----	------------------------	----	----	--	--	--

仕 様 書

I . 工 事 概 要

1. 工 事 場 所 八幡浜市保内町川之石1番耕地112番地

2. 建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	建 物 名 称	構 造
総合学科教棟	RC造	農場	S造
特別教棟	RC造		
農業特別教棟	RC造		

3. 工 事 種 目 (○印の付いたものを適用する)

建 物 別 及 び 屋 外 工 事 種 目	工 事 種 別				
	総合学科教棟	特別教棟	農業特別教棟	農場	屋 外
空気調和設備					
換気設備					
排煙設備					
自動制御設備					
○ 衛生器具設備	○				
○ 給水設備	○		○		
○ 排水設備			○		
○ 給湯設備	○		○		
消火設備					
○ ガス設備	○				
○ 厨房機器設備			○		
浄化槽設備					

4. 設 備 概 要 (○印の付いたものが該当する)

工 事 状 況	○工事種別(・新営工事 ○改修工事) ○工事形態(・主体工事あり ○主体工事なし) ○工事に占める機器の割合(・標準 ○多い)	
冷 暖 房 設 備	空気調和方式等 ・空気調和(・中央ダクト方式 ・各階ユニット方式 ・パッケージ方式 ・ファンコイルユニット、ダクト併用方式 ・ルームエアコン)	
	主要熱源機器 ・鋼製ボイラー ・ 鑄鉄製ボイラー ・ 温水発生機(・ 真空式 ・ 無圧式) ・ テリングユニット ・ 直だし吸収冷水機 ・ 小型吸収冷水ユニット ・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ パッケージ形空気調和機 ・ 水蓄熱ユニット ・ 蒸気ボイラー	
換 気 設 備	・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気	
排 煙 設 備	・ 機械排煙 (・有り ・無し) 適用法規 (・建基法 ・消防法)	
自 動 制 御 設 備	・ 自動制御方式 (・電気式 ・電子式 ・デジタル式)	
衛 生	給 水 方 式	・ 水道直結方式 ・ 高置タンク方式 ・ ポンプ直送方式 ・ 増圧給水方式
	排 水 方 式	・ 重力式 ・ ポンプ排水 (・汚物 ・汚水 ・雑排水 ・雨水)
	放 流 先	汚 水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 別途樹 雑排水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途樹
設 備	給 湯 設 備	・ 有り (・局所式 ・中央式) ・無し ・熱源(・電気 ・都市ガス ・液化石油ガス ・灯油 ・A重油)
	消 火 設 備	・ 屋内消火設備 ・ 連結送水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー ・ 粉末消火設備 ・ 泡消火 ・ 連結放水装置 ・ フード等簡易自動消火装置 ・ 消防用水 ・ 不活性ガス消火設備 (・不活性ガス ・二酸化炭素) ・ ハロゲン化物消火
	ガ ス 設 備	・ 都市ガス種別(MJ/m ³ N) ・ 液化石油ガス
浄 化 槽	・ 有り (・小規模合併処理 ・合併処理) ・無し	

II . 特 記 仕 様

1. 一般事項

- 1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(以下、「標準仕様書」という。)及び公共建築工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)以下、「標準図」という。)による。
なお、改修工事の場合は、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)による。
- 2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び 建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
- 3) 工事着手後、本工事において通常の施工条件として発注者及び受注者が想定できない制約等が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ、必要に応じて工期の延長や設計変更等により対応する。

2. 特記事項

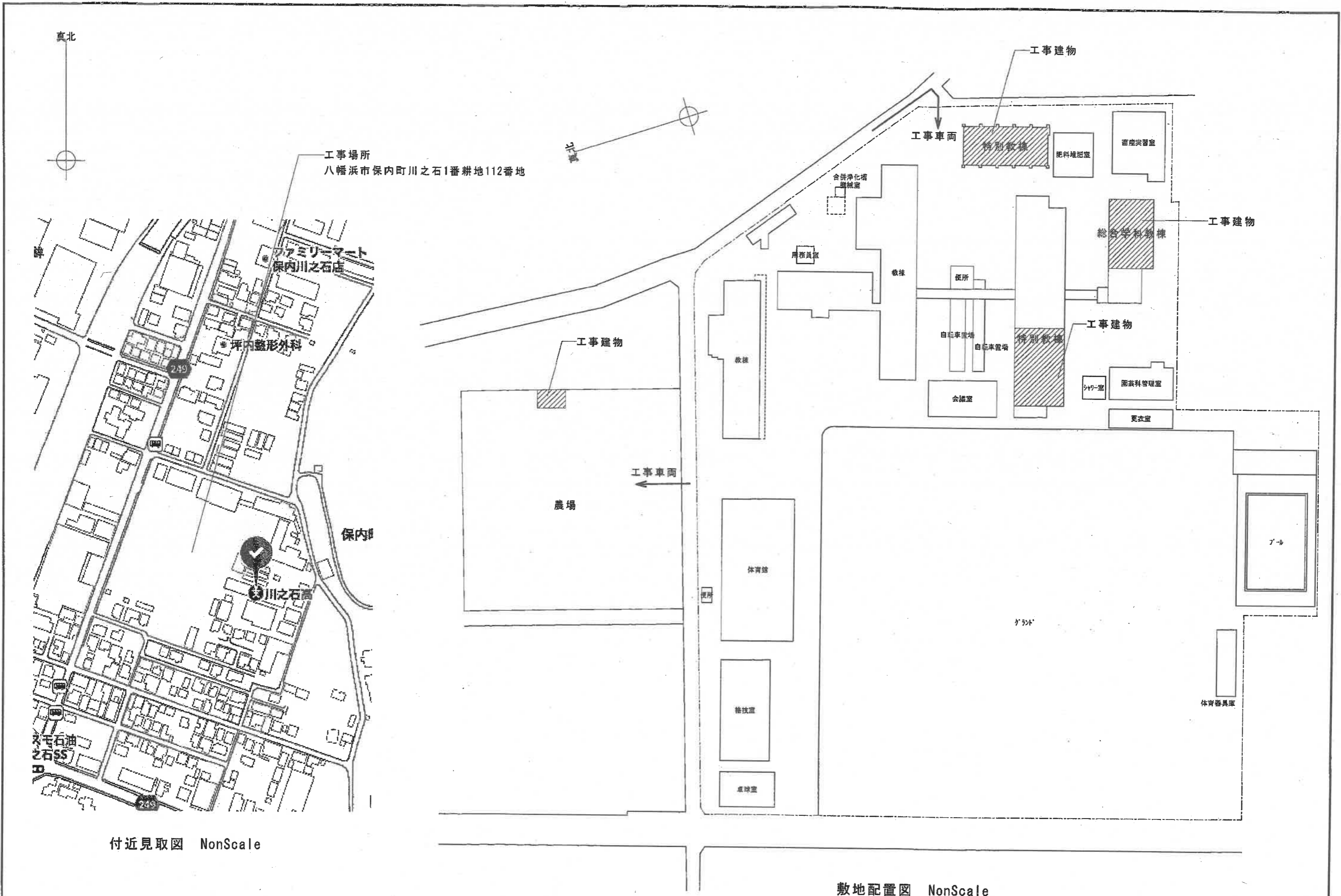
- 1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。
- 2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし、○のない場合は※印を適用する。
○印 ○印の場合は両方を適用する。

項 目	特 記 事 項
① 工 事 実 績 等 の 登 録	<p>適用する 請負工事金額が500万円以上が対象</p> <p>工事カルテの作成及び登録 工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し確認を受けたあとに、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録するとともに、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。 工事実績評定の対象 ※対象とする ・対象としない</p>
② 施 工 計 画 書	<p>工事着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 施工計画書の作成に当たり、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整の上、十分検討する。 品質計画、施工の具体的な計画並びに工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた工種別施工計画書を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員への承諾を受ける。 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な処理を講ずる。</p>
③ 適 正 な 施 工 体 制 の 確 保	<p>1 (作業員の雇用確認) (1) 請負者は、当該工事において作業を行う全ての作業員を記載した「現場作業員名簿」を作成し、現場に備え付けなければならない。 (2) 請負者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うとともに、これに協力しなければならない。 (3) 請負者は、上記(1)、(2)に定める「現場作業員名簿」による作業員の雇用確認の際に、「現場作業員名簿」に記載のない作業員が現場で作業を行っていた場合は、その理由を説明しなければならない。なお、その作業員と請負者又は下請負者が雇用関係にある場合は、ただちに雇用関係を証明するための書類(雇用関係証明書)を作成するとともに、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 (施工体系図) (1) 請負者は、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の6に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成しなければならない。ただし、施工計画書の提出が省略されている工事については、作成を省略することができる (2) 請負者は、上記(1)に定める施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者に提出しなければならない。 (3) 請負者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、上記(1)、(2)の規定により工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに発注者に提出しなければならない (4) 請負者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 (名札等の着用) 請負者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者(2次下請以降を含む全ての下請負者)の主任(監理)技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させなければならない。ただし、名札の着用により作業に支障をきたす恐れがある場合は、着衣への縫込又はヘルメットへのシール貼付等の他の方法によることができる。</p> <p>4 (主任技術者又は監理技術者の専任) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(機器の工場製作のみが行われている期間等)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。</p>
④ 発 生 材 の 処 理 等	<p>1. (建設副産物の適正処理) 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。</p> <p>2. (建設副産物の利用) 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。なお、建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>3. (建設副産物の搬出) 建設副産物の搬出については、別表-1により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記によること。 受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督職員と協議すること。 舗装・コンクリート切断等に伴い発生する汚泥は、適切に処理を行なうこと。</p> <p>(1) 処理計画書 請負者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書(別紙様式-3)を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。また 計画に変更が生じた場合も同様とする。</p> <p>(2) 請負者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。 (i) 産業廃棄物処理委託契約書(写) (ii) 処理業者の許可証(写) (iii) 積替・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真</p> <p>(3) 処理報告1 (i) 請負者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等(提出車輛の車輛番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等)の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、1週間ごとに監督員に提示しなければならない。 (ii) 請負者は、工事施工後3(1)の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。</p> <p>(4) 処理報告2 (i) 請負者は産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとに manifests または電子 manifests を使用し委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。 (ii) 請負者は、工事施工中においては、3(1)の施工管理資料とともに、manifests 使用の場合は返却された manifests の写し、電子 manifests の場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。 (iii) 請負者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、manifests 仕様の場合E票の写し、電子 manifests 仕様の場合は情報処理センターからの処分通知の画面印刷を提出しなければならない。 ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、D票の写しまたは処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分後、確認出来次第、速やかにE票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。</p> <p>4. (資源循環促進税について) 本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合(中間処分施設を経由する場合を含む。)は、資源循環促進税が課税されるので適正に処理すること。</p>

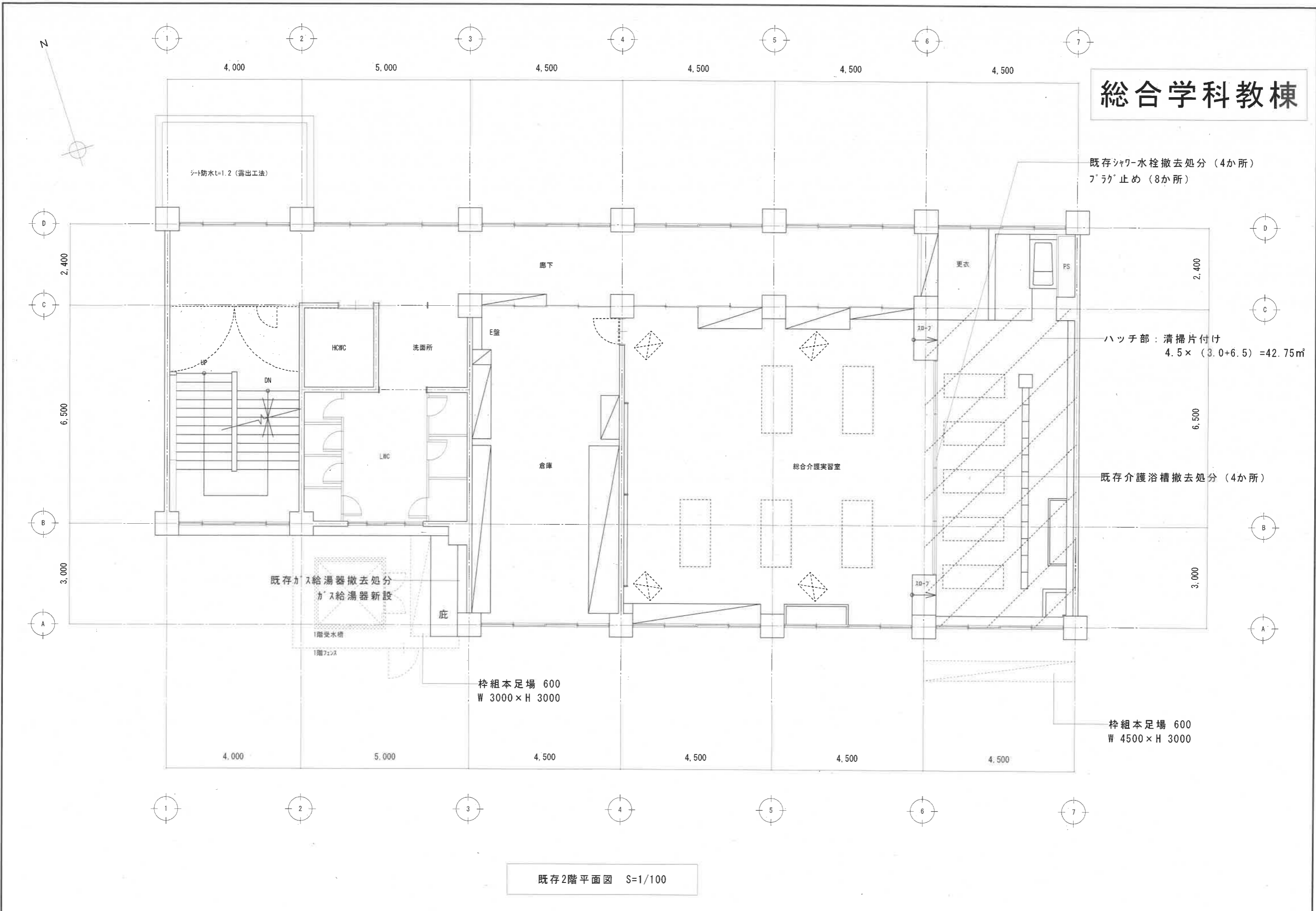
工 事 名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名 称	機械設備工事特記仕様書(1)	01	/
-------	------------------------	-----	----------------	----	---

項目	特記事項																					
5. (再生資材、建設発生土の利用)	<p>(1) 請負者は、別表-2の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。また、建設発生土の指定場所への搬入、再利用もおこなうこと。</p> <p>(2) 再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【(公社)日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。</p> <p>なお、適正な品質が確保できない場合及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。</p>																					
別表-1	<table border="1"> <tr> <td>(1) コンクリート</td> <td>事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。</td> <td rowspan="8">※ 左記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</td> </tr> <tr> <td>(2) アスファルト・コンクリート塊</td> <td>事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(3) 建設発生木材</td> <td>事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(4) 建設汚泥</td> <td>事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(5) 廃プラスチック</td> <td>事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(6) がれき類</td> <td>事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(7) ガラス・陶磁器類</td> <td>事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。</td> </tr> <tr> <td>(8) 混合廃棄物</td> <td>事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。</td> </tr> </table>	(1) コンクリート	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。	※ 左記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。	(2) アスファルト・コンクリート塊	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。	(3) 建設発生木材	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。	(4) 建設汚泥	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。	(5) 廃プラスチック	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。	(6) がれき類	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。	(7) ガラス・陶磁器類	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。	(8) 混合廃棄物	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。				
(1) コンクリート	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。	※ 左記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。																				
(2) アスファルト・コンクリート塊	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。																					
(3) 建設発生木材	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。																					
(4) 建設汚泥	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。																					
(5) 廃プラスチック	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。																					
(6) がれき類	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。																					
(7) ガラス・陶磁器類	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。																					
(8) 混合廃棄物	事業所名 営業時間 AM8:00~PM5:00 また、運搬距離は kmを見込んでいる。																					
別表-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>規格</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再生加熱アスファルト混合物</td> <td>密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>道路舗装の表層に使用する。</td> </tr> <tr> <td>粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">再生骨材</td> <td>アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生粗砕石(RM-2.5)</td> <td>上層路盤工等路盤材料に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生砕石(RC-4.0)</td> <td>構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生砕石 再生砂</td> <td>管路の埋め戻し材料に使用する。</td> </tr> </tbody> </table>		規格	使用箇所	再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)	再生骨材	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。	再生粗砕石(RM-2.5)	上層路盤工等路盤材料に使用する。	再生砕石(RC-4.0)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。	再生砕石 再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。				
	規格	使用箇所																				
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。																				
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)																				
再生骨材	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。																				
	再生粗砕石(RM-2.5)	上層路盤工等路盤材料に使用する。																				
	再生砕石(RC-4.0)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。																				
	再生砕石 再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。																				
6. (再生資源利用(促進)計画書及び実施書)	<p>(1) 請負者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。</p> <p>(2) 請負者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。</p> <p>(3) 請負者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(GOBRIS)により作成すること。</p> <p>(4) 請負者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存すること。</p>																					
7. (再資源化等報告書)	<p>請負者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第18条第1項の規定に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用(促進)実施書とする。</p> <p>(1) 再資源化等が完了した年月日 (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (3) 再資源化等に要した費用</p> <p>下記資材の再資源化を積極的に図ること。</p> <p>1) 施工計画書を作成し、建築副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。</p> <p>2) 再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、最終処分とすることができる。</p> <p>3) 産業廃棄物広域認定制度により認定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。</p> <p>4) 新築時の端材は、原則として広域認定制度による製造所等への搬入に努め再資源化を図る。</p> <p>5) 解体材についても広域認定制度の認定製造所等と協議し、再資源化に努める。</p> <p>6) 特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>再生方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ビニル管</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル管</td> <td>塩化ビニル管・継ぎ手協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管など金属類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダクトなどの金属類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管・ダクトなどの吊り材等</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラスウール・ロックウール</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ) 本工事に使用する設備機材等は設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。 ただし同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>ロ) 化学物質を発生する建築材料等 居室を有する建築物の工事を行う場合は、JIS及びJASのF☆☆☆☆の建築材料の使用を原則とし、かつ、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、クロロピリス、ダイアジノン、フェノールカルブ、パラジクロロベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの13物質を発生する材料の使用を可能な限り制限する。</p>	資材名	再生方法	備考	塩化ビニル管	広域認定制度		塩化ビニル管	塩化ビニル管・継ぎ手協会		鋼管など金属類	再資源回収業者等		ダクトなどの金属類	再資源回収業者等		配管・ダクトなどの吊り材等	再資源回収業者等		グラスウール・ロックウール	広域認定制度	
資材名	再生方法	備考																				
塩化ビニル管	広域認定制度																					
塩化ビニル管	塩化ビニル管・継ぎ手協会																					
鋼管など金属類	再資源回収業者等																					
ダクトなどの金属類	再資源回収業者等																					
配管・ダクトなどの吊り材等	再資源回収業者等																					
グラスウール・ロックウール	広域認定制度																					
⑤ 建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取扱い																						
⑥ 機材 (保温材・緩衝材・塗料・接着剤等)																						

項目	特記事項
7. 監督職員事務所 8. 技能士の適用	※ 設けない・設ける m ² 程度 ・配管施工(配管工事) ・熱絶縁施工(保温工事) ・建築板金施工(ダクト製作及び取付け) ・冷凍空調和機器施工(チリングユニット、パッケージ形空調和機器の据付け及び整備)
⑨ 工用電力、水、その他(諸官庁等への手続き)	本工事に必要な工用電力、水などの費用及び手続きなどの費用は請負者の負担とする。 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な諸手続きを遅滞なく行う。
10. 工用仮設物 11. 土工事	構内につくることができない イ) 埋戻し土は ※ 根切り土の良質土 ・山砂の類 ロ) 建設発生土は ・構外に搬出し適切に処理(約 km) ※ 構内敷きならし ・構内堆積 工事請負業者は、資材の使用に際し、※ 再生砂(管路の埋め戻し材料) ・再生砕石(構造物の基礎材)を使用すること。
12. 再生資材の利用 ⑬ 施工中の安全確保及び環境保全	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。 建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき設置する「工事標示板」及び車両交通対策又は歩行者対策を行う際に用いる「工用バリケード」は木製とする。
⑭ 火災保険等及び住宅瑕疵担保責任の履行	適用範囲 監督職員と協議のこと 保険の種類 ①火災保険 ・建設工事保険 ・組立保険 保険期間 ①工事着手から工事目的物引き渡しまで (住宅瑕疵担保責任の履行) ・建築工事の工事代金には、各設備工事の費用を含む額の住宅建設瑕疵担保責任保険の加入費用を見込んでいるので、当保険へは、建築工事業者と各設備業者が連名で加入すること。
⑮ 工事写真 ⑯ 完成時の提出図書	画像形式等は、フォーマット: JPEG、画質: 標準、画像サイズ: 1024×768ピクセル程度とする。 標準仕様書による施工図、完成図及び保全に関する資料、並びに工事写真を提出する。 (作成方法「電子納品及び電子検査に関する特記仕様書(當舖室)」参照) 施工図・完成図は、2折製本1部を提出する。 なお、施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は発注者に移譲する。 下記項目の総合調整を行ない測定表を監督員に提出する。(部) ・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温度の測定 ・騒音の測定 ・室内気流及びびんあいの測定 ・浄化槽の放流水水質 ・飲料水の水質の測定 測定箇所等は監督員の指示による。
⑰ 総合調整	監督職員と協議の上、設置機器類及び一連の装置等の取扱い要領を記載した説明書等を作成する。 機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。
⑱ 説明書等 19. 図形表示 ⑳ 容量等の表示	イ) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。 ロ) 機器類の能力、容量等は、原則として表示された値以上とする。
21. 負担金等(消費税抜き)	・給水引込負担金(加入金及び納付金を含む) (・本工事・別途) 円 ・ガス引込負担金 (・本工事・別途) 円 ・下水道等接続負担金 (・本工事・別途) 円
22. 電線類	EM電線で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 記号 EM-OCT JCS4512 「600V耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」
23. 機器付属の制御盤	標準仕様書によるほか下記による。 ・運転ブロック図に適合するものとする。 ・ボイラー及び冷水水機等の付属盤の始動スイッチ二次側に、煤煙濃度計用の電源端子を設ける。 接点及び端子は、標準仕様書を ※適用する ・機器表特記による インバーター用の制御及び操作盤は、標準仕様書を ※適用しない ・機器表特記による 下記の箇所の配管、ダクト(ダクト構成部材含む)、電線管及び支持金物の塗装を行う。 ・塗装箇所(イ) 床下、暗渠内、屋外露出及び浴室、厨房等の多湿箇所の保温材でポリスチレンフォーム保温材とあるものは、同じ施工種別のグラスウール保温材を使用する。 ロ) 保温材の種類で、ロックウール、グラスウール、又はロックウール、グラスウールポリスチレンフォームを選定できる場合の保温材は、特記なき場合はグラスウール保温材とする。 ハ) 冷媒管の保温外装は 屋内露出 ・合成樹脂カバー ・保温化粧ケース 屋外露出 ・ステンレス鋼板 ・保温化粧ケース 屋内保温化粧ケースの材質は ※ 耐候処方樹脂製 ・ 屋外保温化粧ケースの材質は ・耐候処理樹脂製 ・Al合金製 ・鋼板製 ・SUS鋼板製 ・高耐食溶融亜鉛メッキ鋼板
24. 塗装	二) 全熱交換器用の 給気ダクト(・外気側 ・室内側)は、保温(25mm厚)する。 ホ) 厨房用排気ダクトの断熱(隠ぺい部) ・h(イ)X ・行わない
⑳ 保温	※絶縁フランジ ・標準図(施工3)による。 ※ペローズ形(SUS) ・ポリテトラフルオロエチレン製(3山) ・合成ゴム製(球形) ※ペローズ形 ・スリーブ形 ステンレス管に使用するバルブは50A以下は青銅製、65A以上はステンレス製を使用する。 標準仕様書によるほか標準図(機材2)により図示の箇所に設ける。 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 施工に伴い既成部分を汚染、損傷した場合は、既成に倣い補修する。 ポンプ及び屋外設置機器・ビット内のアンカーボルト、ナット類はステンレス製(SUS304)とし、屋外及びビット内の配管、ダクトに使用する支持金物等は、ステンレス製(SUS304)又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。 (・給水 ・ガス ・油 ・排水)配管の変位吸収方法は、標準図(施工4、5・(a) ・(b) ・(c))による。 標準図(施工3)による。設置箇所は図示による。
26. 絶縁継手 27. 防振継手 28. 伸縮継手 29. 弁類 30. 埋設表示	⑳ はつり工事(補修など)
㉑ 支持金物・固定金具	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載無特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
33. 配管の建物導入部 34. 異種管の接続 35. 電動機	



工事名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名称	敷地配置図	06	-	
-----	------------------------	----	-------	----	---	--

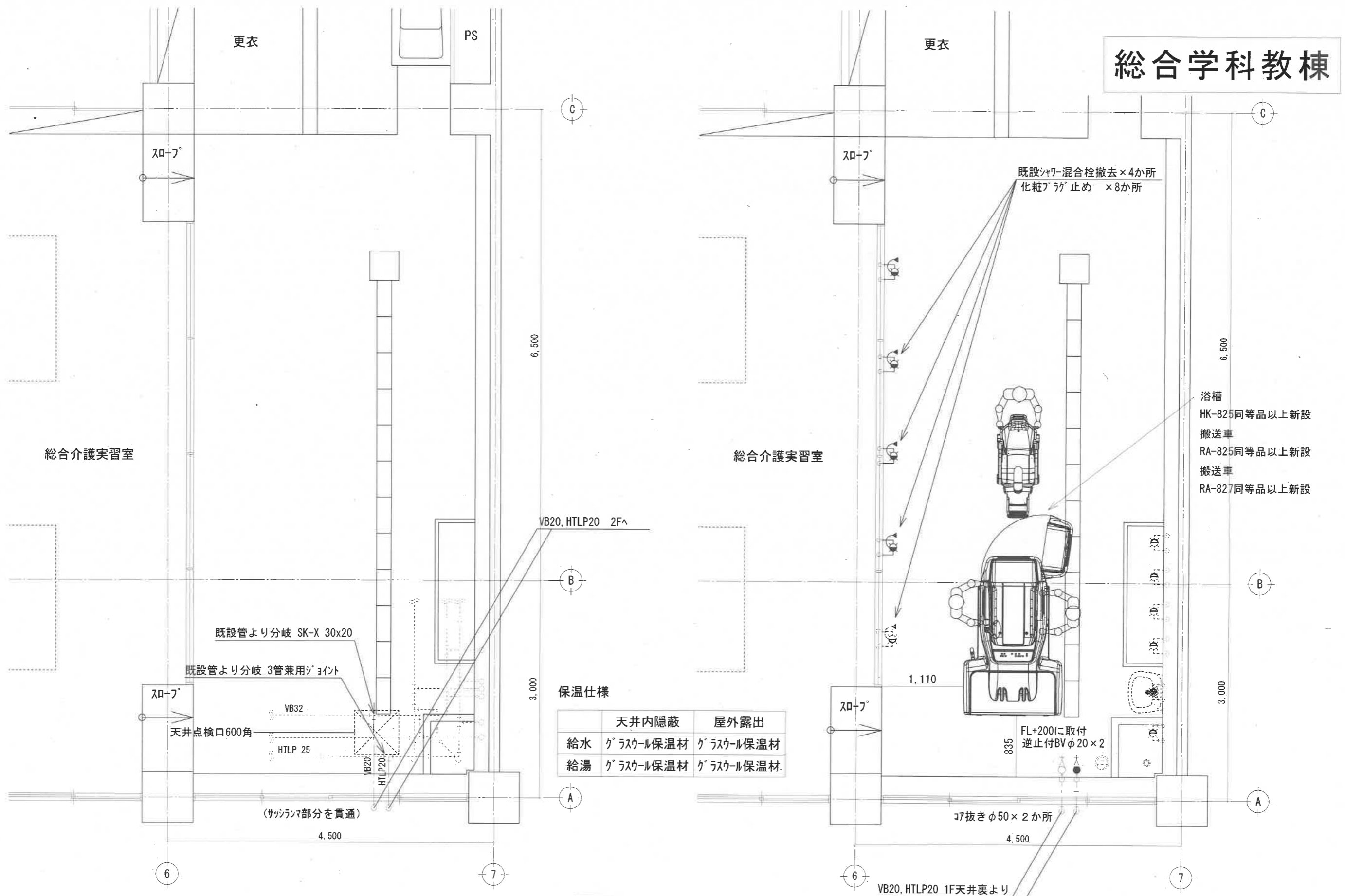


総合学科教棟

既存2階平面図 S=1/100

工事名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名称	総合学科教棟 既存2階平面図	07	1/100	
-----	------------------------	----	----------------	----	-------	--

総合学科教棟



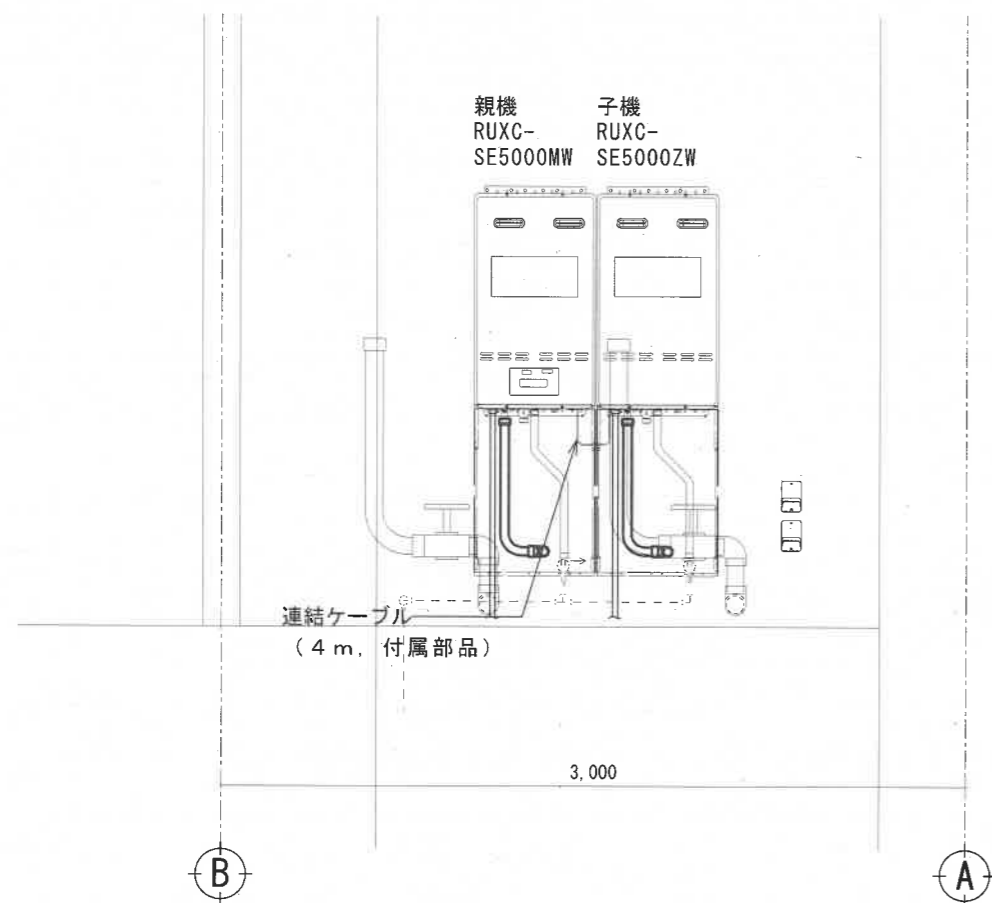
保温仕様

	天井内隠蔽	屋外露出
給水	グラスウール保温材	グラスウール保温材
給湯	グラスウール保温材	グラスウール保温材

1階 天井裏配管

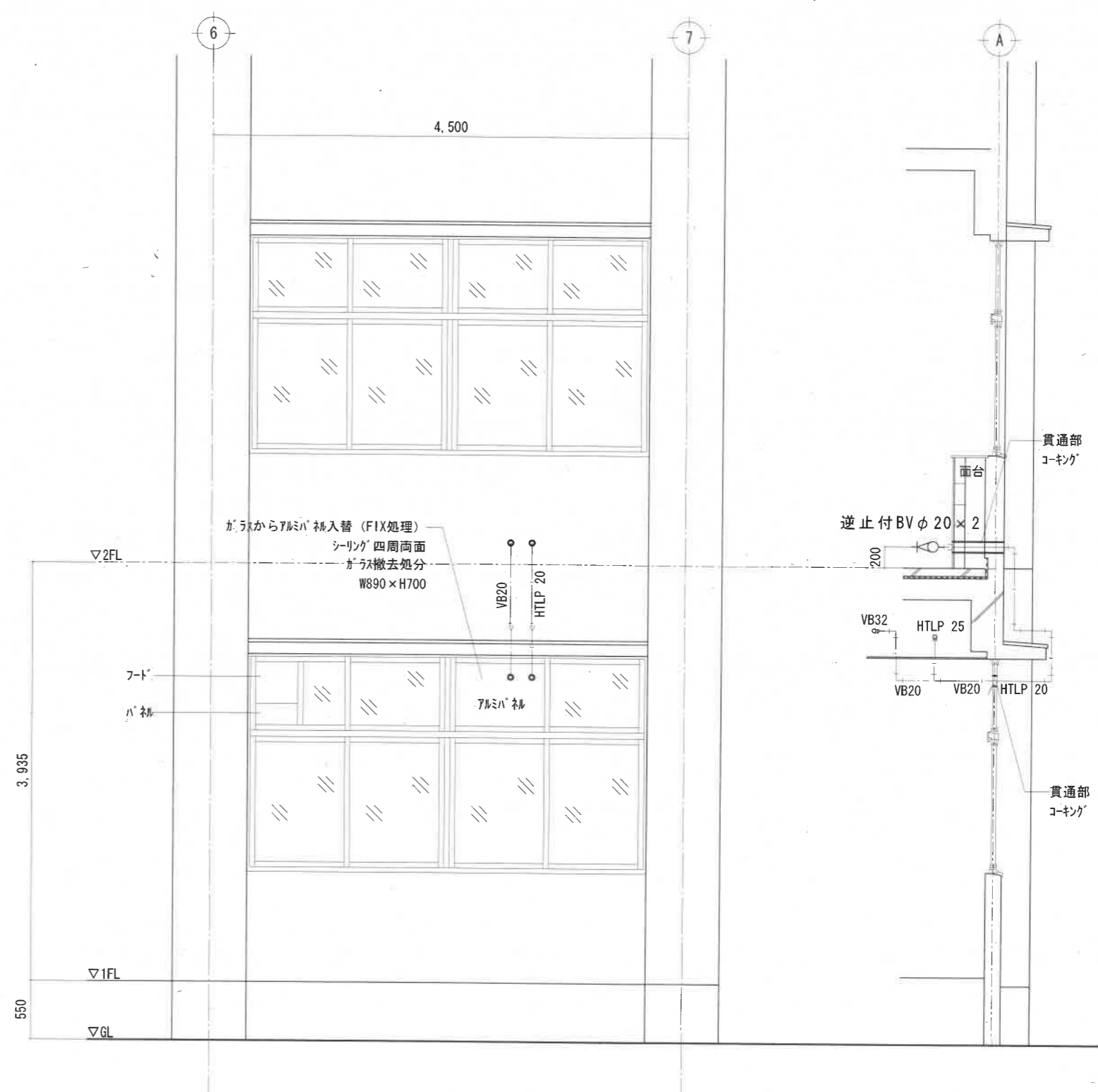
改修2階平面図 S=1/50

総合学科教棟



- 給水： 駒入りバルブφ25 x2
- SUSフレキφ25 L=700 x2
- 給湯： SUSフレキφ25 L=700 x2
- ガス： ガスフレキφ20 L=700 x2
- 排水： SUSフレキφ13 L=1,000 x2
- 電気： 既存再利用

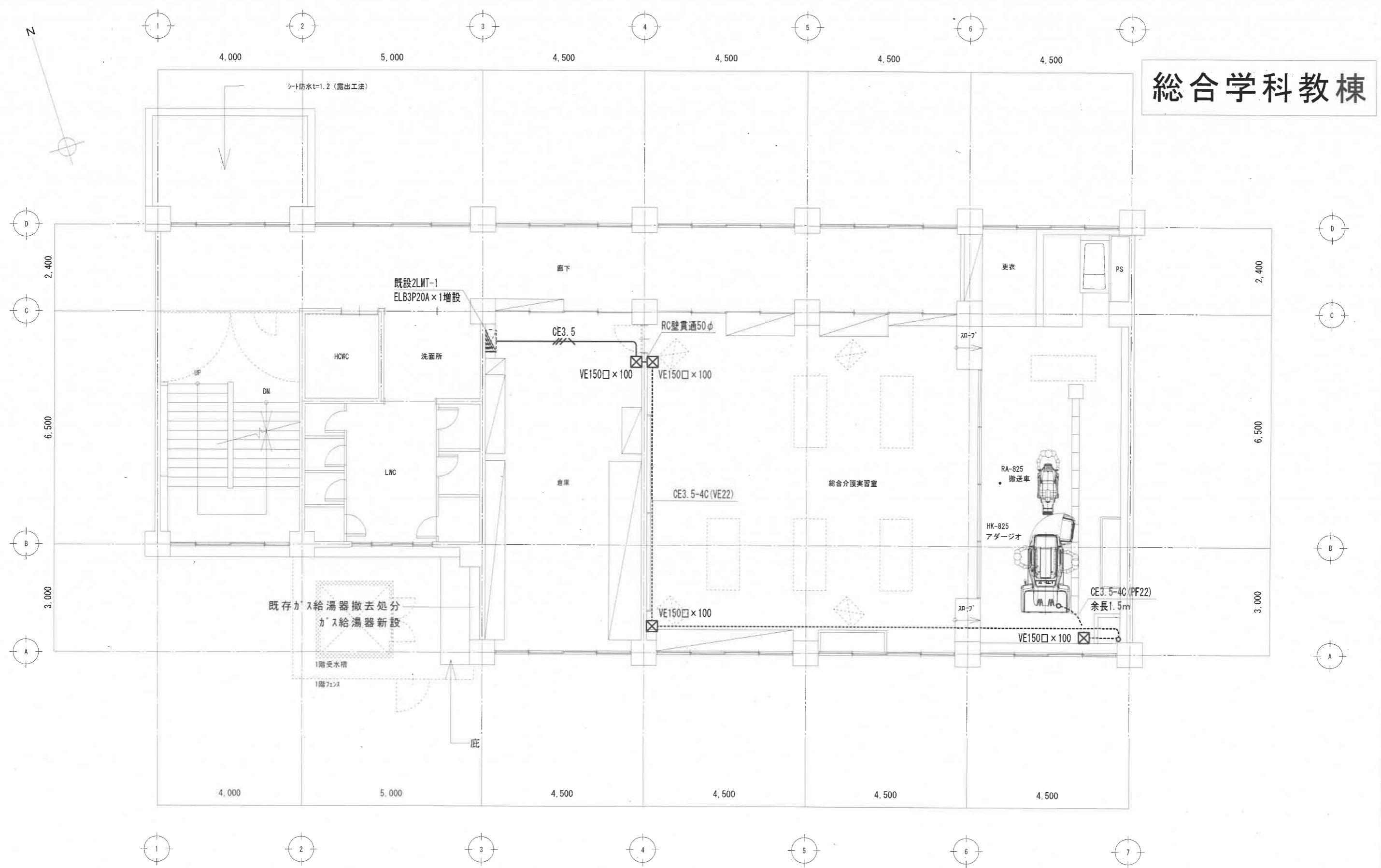
ガス給湯器姿図 S=1/30



設備配管図 S=1/50

工事名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名称	総合学科教棟 姿図	09	1/30・1/50	
-----	------------------------	----	-----------	----	-----------	--

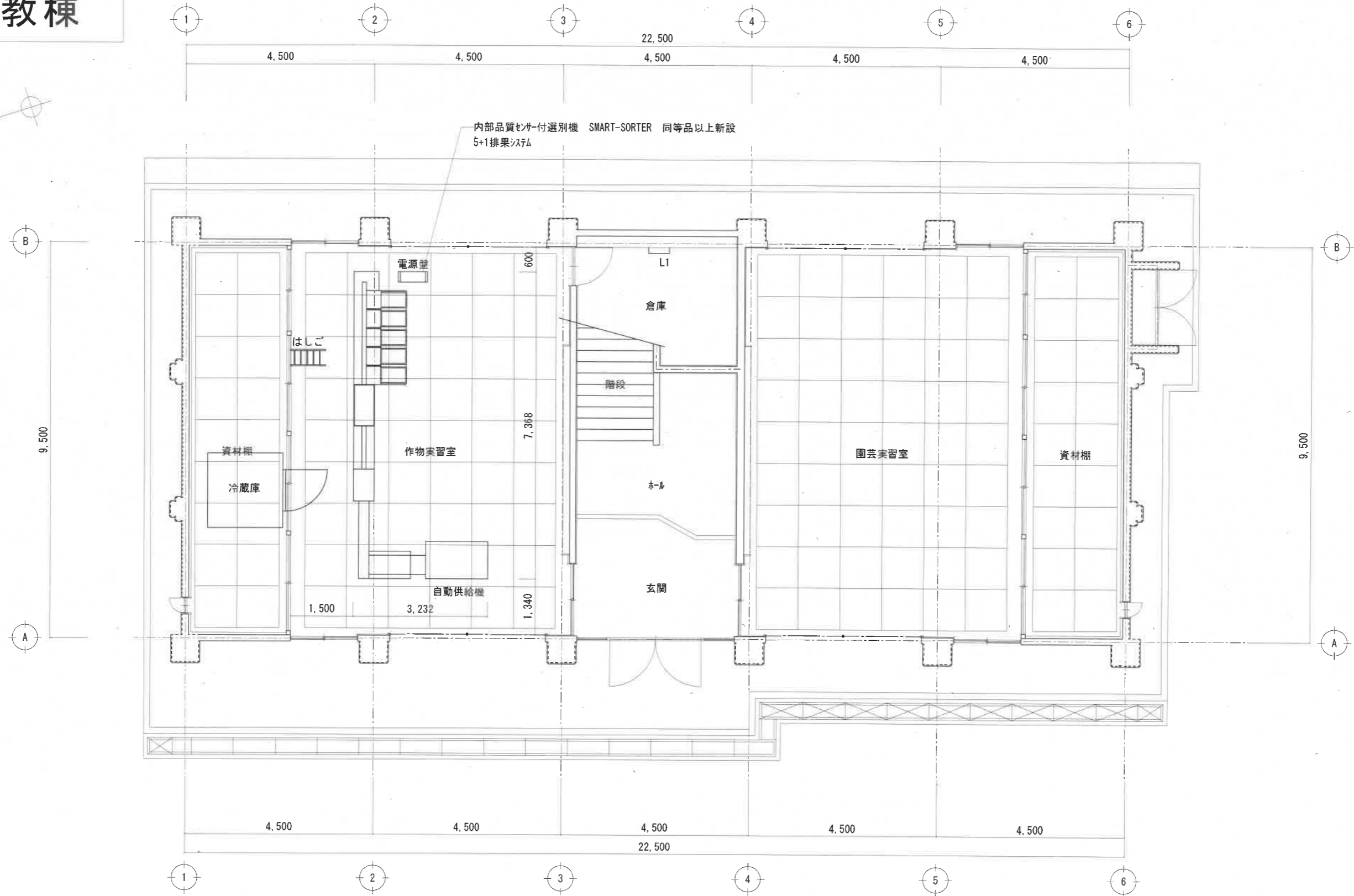
総合学科教棟



2階平面図 S=1/100

工事名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名称	総合学科教棟 電気設備図	10	1/100	
-----	------------------------	----	--------------	----	-------	--

特別教棟



1階平面図 S=1/100

工事名

川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事

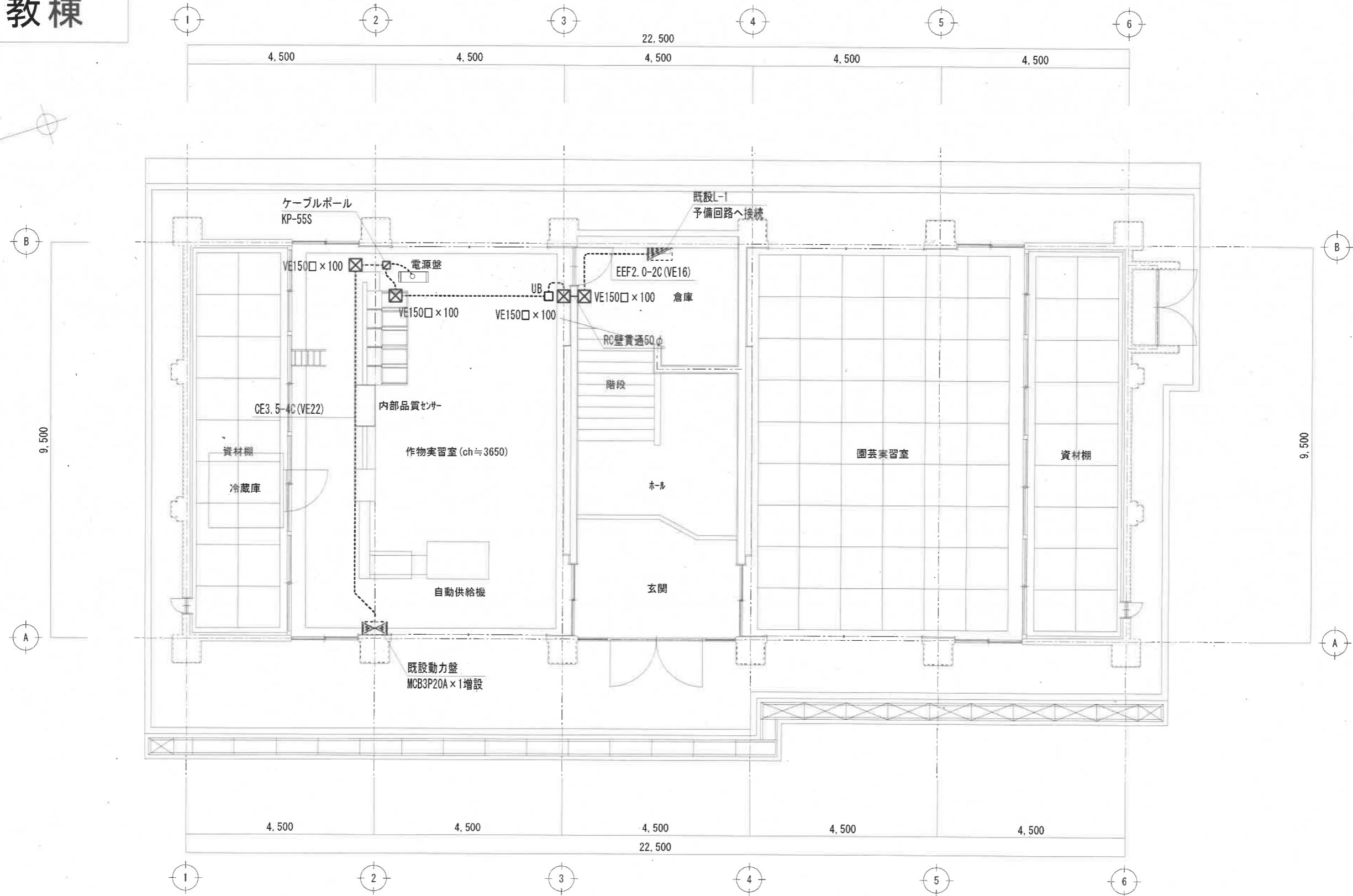
名称

特別教棟1階平面図

11

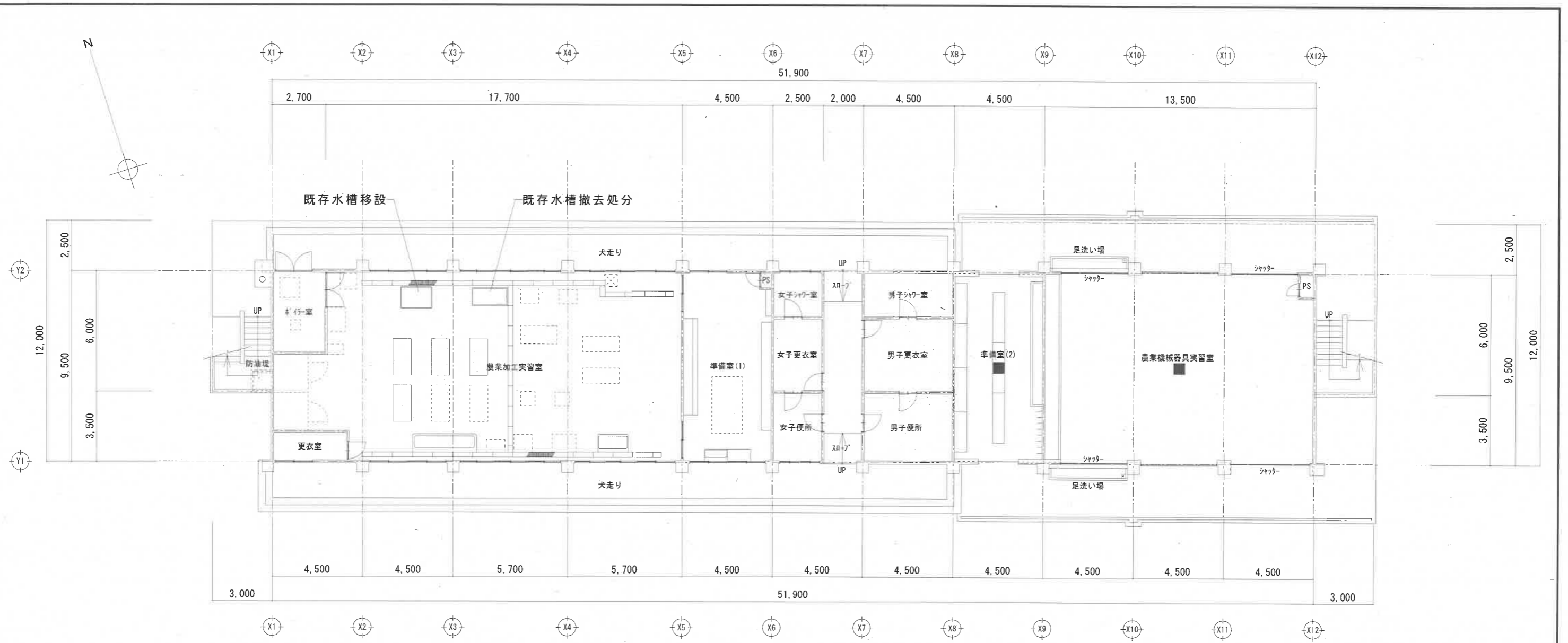
1/100

特別教棟



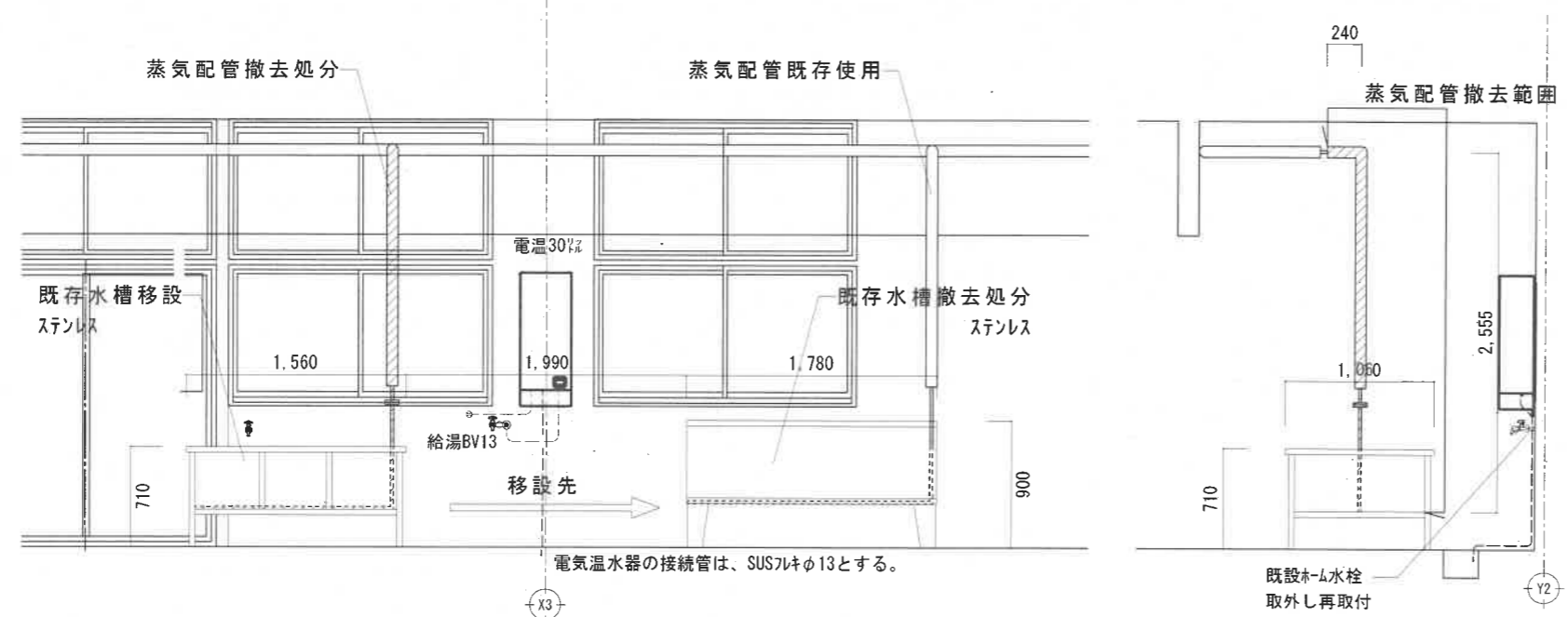
1階平面図 S=1/100

工事名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名称	特別教棟1階 電気設備図	12	1/100	
-----	------------------------	----	--------------	----	-------	--



既存1階平面図 S=1/200

農業特別教棟

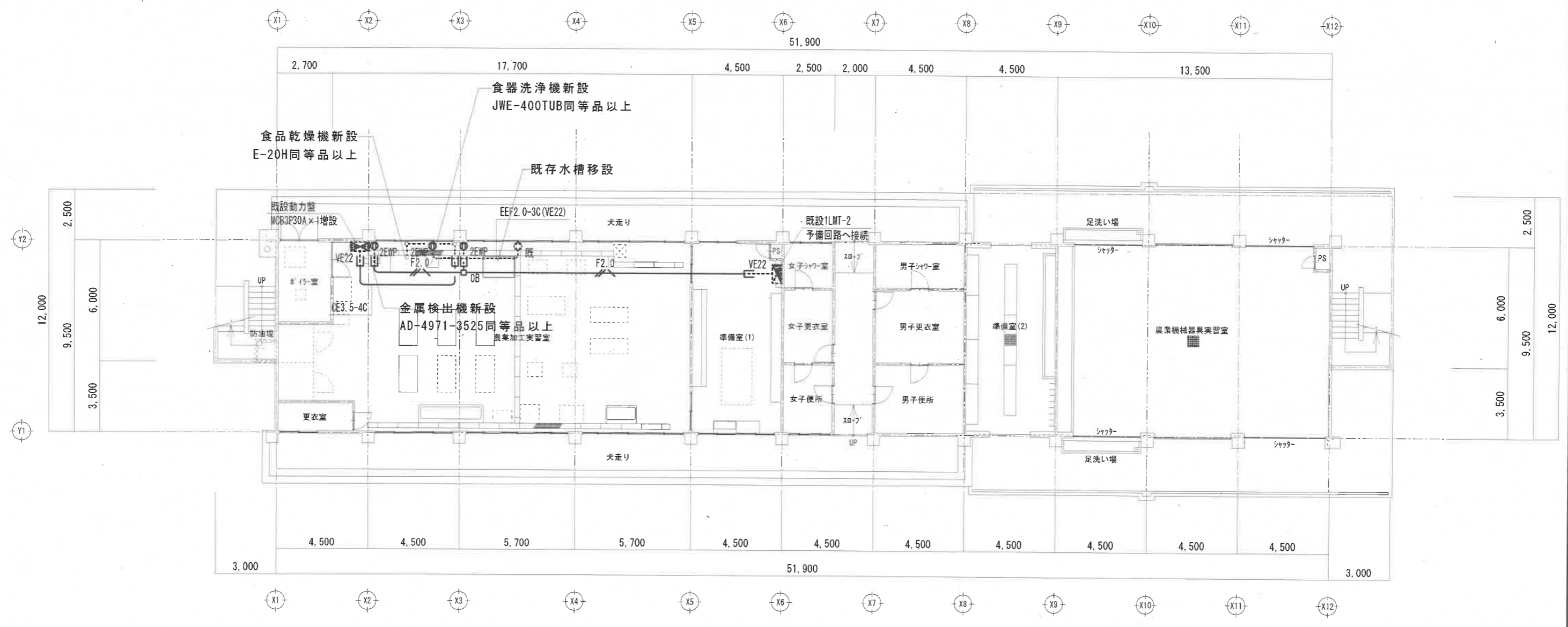
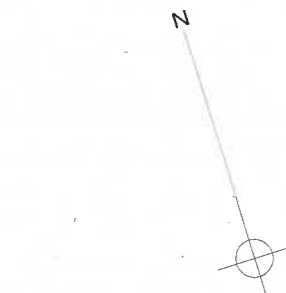


品名	参考品番	参考メーカー
分岐栓部品 二方リット	7159 (13)	カクダイ
バルブ ホールバルブ	560-001-13	カクダイ
接続管 SUS7k	φ13	
排水フレキ ニップル	6465 (13)	カクダイ
電気温水器 貯湯式 屋内壁掛 30%	REDJ30A1R	TOTO
アングル止水栓 フィルター付き	TL347CU	TOTO

既存水槽北面姿図 S=1/50

工事名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名称	既存農業特別教棟1階平面図	13	1/200
-----	------------------------	----	---------------	----	-------

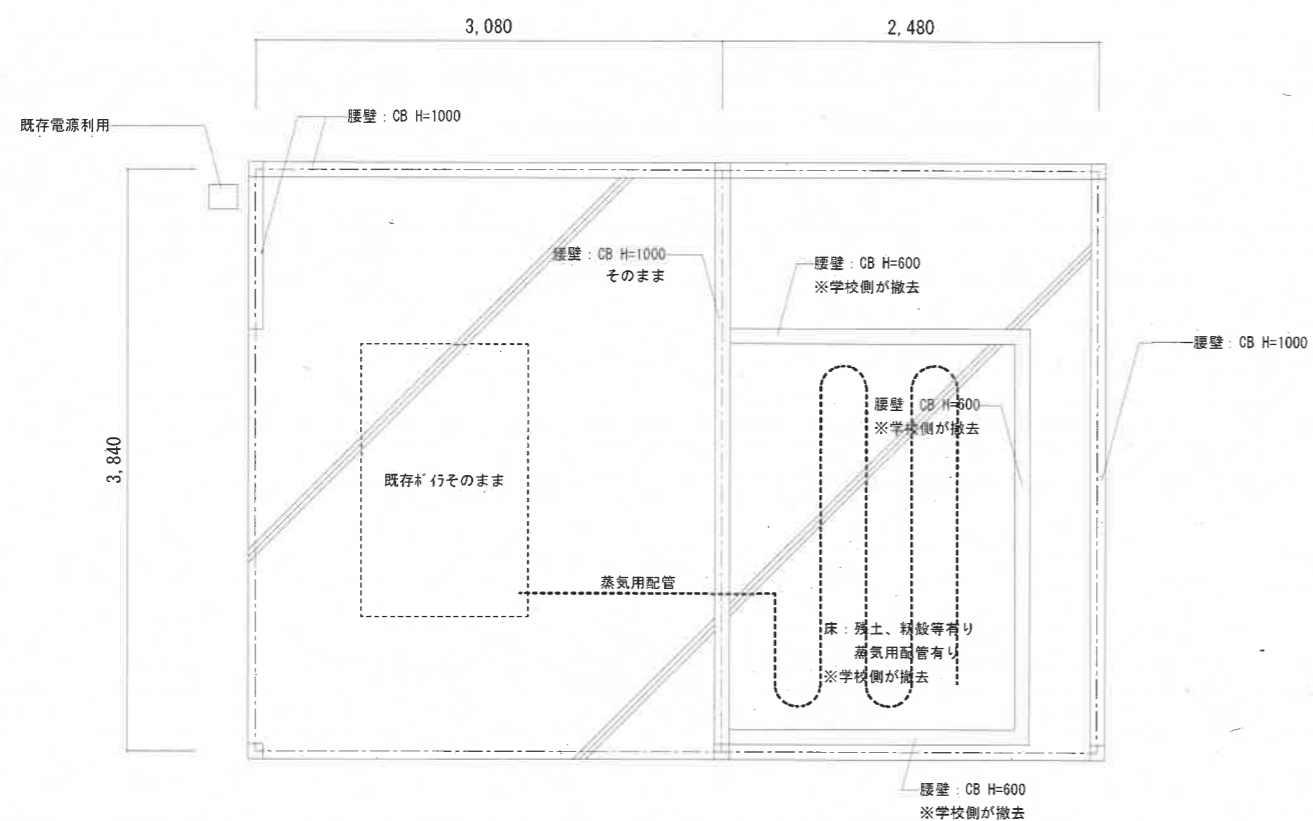
農業特別教棟



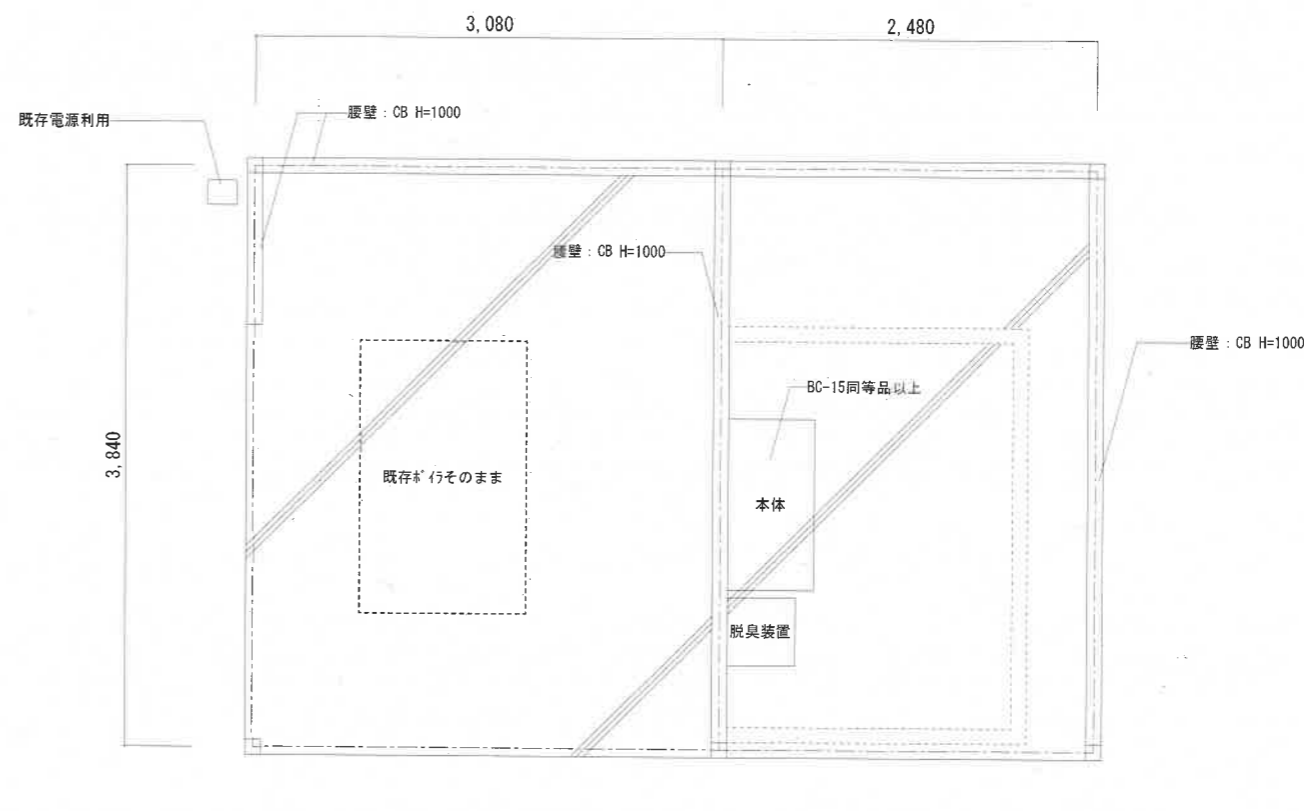
改修1階平面図 S=1/200

工事名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名称	改修農業特別教棟1階 電気設備図	15	1/200	
-----	------------------------	----	------------------	----	-------	--

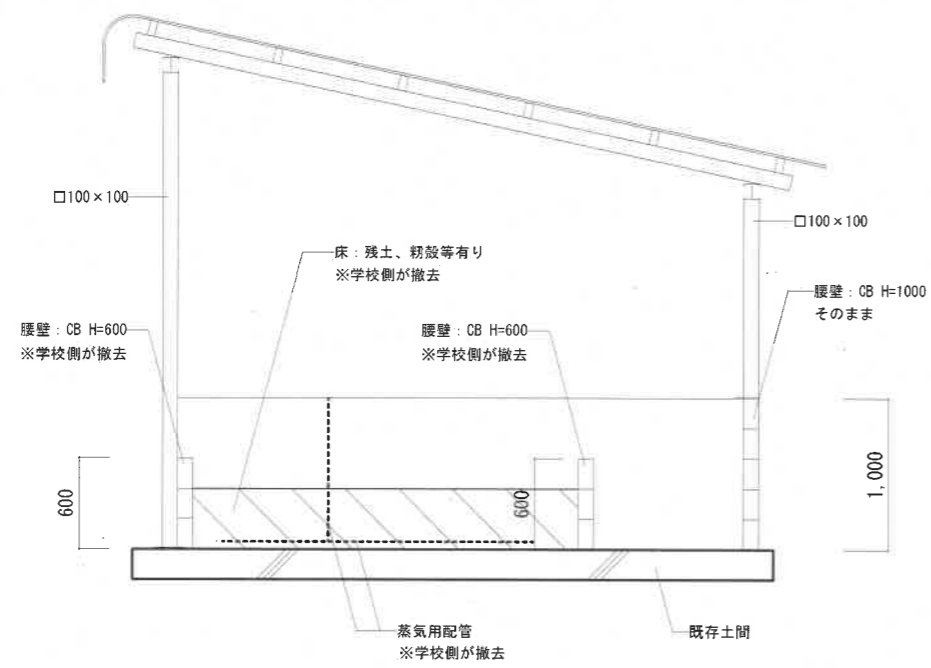
農場



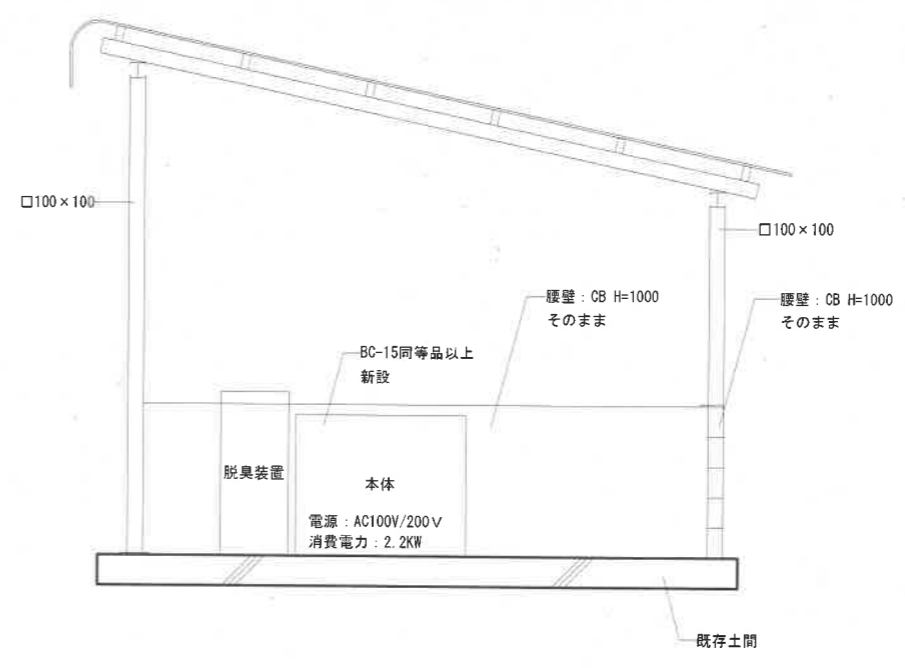
既存平面図 S=1/50



改修平面図 S=1/50



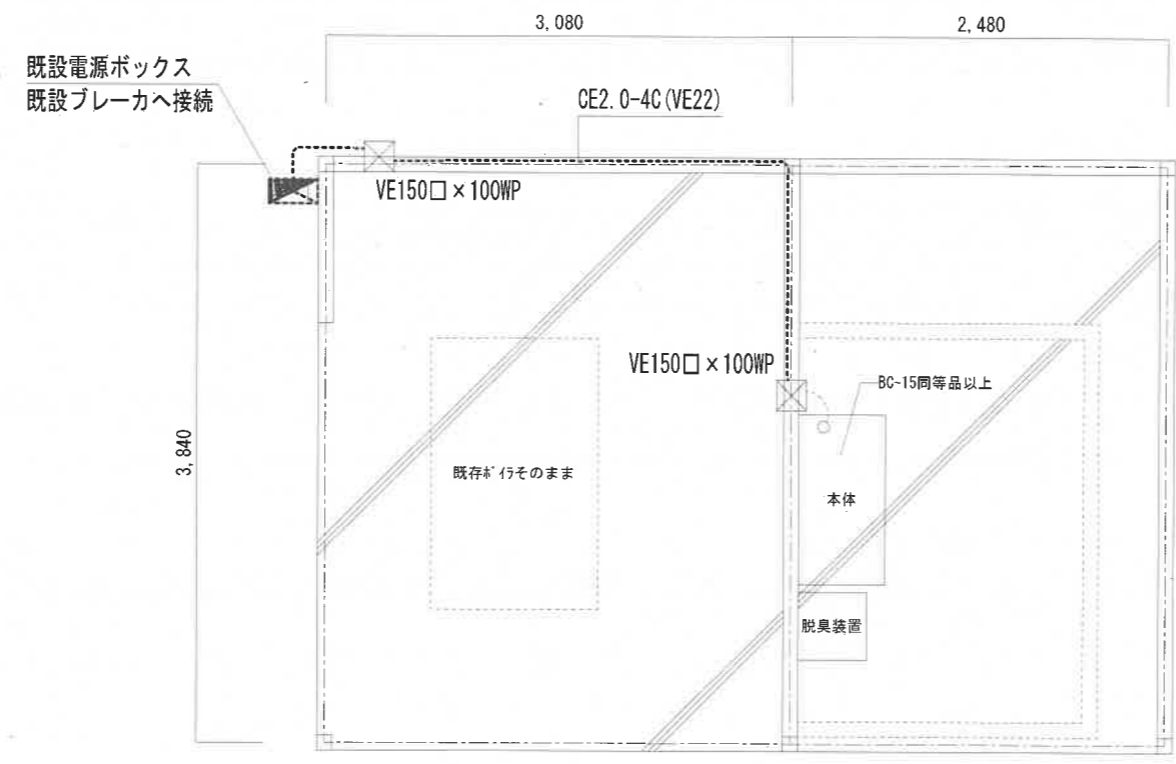
既存断面図 S=1/50



改修断面図 S=1/50

工事名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名称	農場 平面図・断面図	16	1/50
-----	------------------------	----	------------	----	------

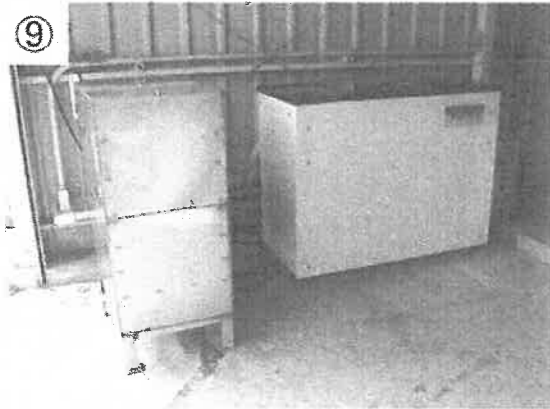
農場



改修平面図 S=1/50

工事名	川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事	名称	農場 電気設備図	17	1/50	
-----	------------------------	----	----------	----	------	--

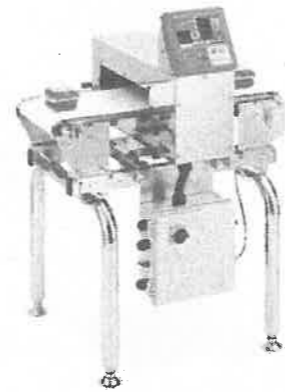
バイオ生ごみ処理機



参考図

型式	BC-15		
処理能力/日	15kg		
本体	寸法	幅	1130mm
		奥行	570mm
		高さ	930mm
	重量	230kg	
電源	AC100V/200V		
消費電力	2.2KW		
脱臭装置	寸法	幅	450mm
		奥行	450mm
		高さ	1080mm
	重量	80kg	
付属品	基材 お手入れ棒		

金属検出機



参考図

型式	AD-4971-3525
コンベアベルト幅	250mm
コンベア機長	800mm
搬送方式	ウレタンベルト
ベルト速度	10~60m/min
表示部	7インチタッチパネルカラー液晶
操作方法	タッチパネル、キースイッチ
登録品種数	1000
防塵・防水仕様	IP65準拠
動作温度、湿度範囲	0~40℃、湿度85%以下（結露しないこと）

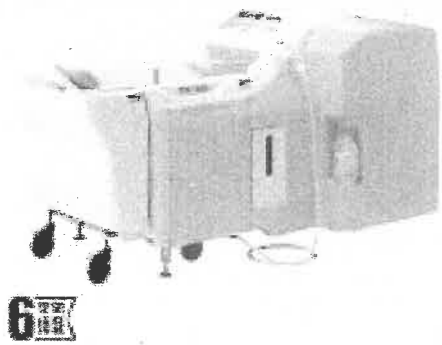
食器洗浄機



参考図

型式	JWE-400TUB
電源	単相100V 50Hz/60Hz共用 容量1.27kVA (12.7A)
消費電力	505/505W (力率82/82%) (最大1.22/1.22KW)
電熱装置	700W (洗浄機側)、500W (貯湯機側)
サイクル時間	標準：90秒 (本洗い78秒、休止5秒、すすぎ6秒、休止1秒)
消費水量	標準：80L/時 (1サイクルの使用量=すすぎ水約2.0L)
洗浄方式	上下回転ノズル方式
必要給湯温度	約75℃以上
製品質量	62kg
外形寸法	幅600×奥行600×高さ800 (mm) 7ヶ所ネジ付

特殊浴槽



参考図

型式	HK-825
電源	三相200V 50/60Hz
電源入力	1.7kVA (50Hz) 2.3kVA (60Hz)
外形寸法	約2170×1350×1250 (H)mm
浴槽内寸法	約1795×700×630 (D)mm
浴槽容量	約480L
実使用湯量	約320L
質量	約300kg
標準付属品	浴槽洗浄剤 (SA-1) 1本 ビューラックス-S 1800ml PLS-1800 1本

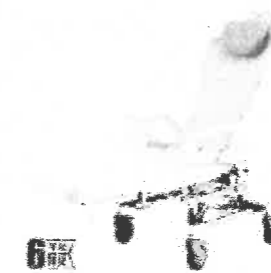
搬送車



参考図

型式	RA-825
外形寸法 (搬送姿勢)	約1080×570×1340 (H)mm
外形寸法 (入浴姿勢)	約1590×570×990 (H)mm
バックレスト角度	可動式 (4段階 12°、40°、50°、60°)
質量	約35kg
対象体重	100kgまで
チルト角度	15°
付属品	別途

搬送車



参考図

型式	RA-827
外形寸法	約1850×570×1065 (H)mm
質量	約45kg
バックレスト角度	可動式 (4段階 12°、38°、50°、60°)
対象体重	100kgまで
付属品	別途

内部品質センサー付選別機

参考図



※ 4排果構成

内部品質センサ		
型式		SMART-SORTER
電源	相数	単相
	定格電圧	AC100V±10%
	定格周波数	50/60Hz共用
消費電力	稼働時	600VA
外形寸法	幅×奥行×高	500×800×850
重量		約70kg
環境	場所	屋内（直射日光、雨滴なきこと） 斜面、不安定な場所（砂利、砂等）でないこと 粉塵雰囲気内ではないこと
	温度	0℃から+40℃（結露なきこと）
構造	フレーム	アルミ角
	カバー	鋼板SPCC焼付塗装
	メンテナンス	ランプ交換時：側面メンテナンス用パネル
制御	起動/停止	内部品質センサ操作部からの制御
測定対象		柑橘類温州系
処理能力	最大処理個数	最大処理量 10個/秒
消耗品	ランプ	2個

搬送コンベア		
型式		SMART-SORTER5+1
電源	相数	三相
	定格電圧	AC200V±10%
	定格周波数	50/60Hz共用
消費電力	稼働時	2000VA以下
重量		約800kg
環境	場所	屋内（直射日光、雨滴なきこと） 斜面、不安定な場所（砂利、砂等）でないこと 粉塵雰囲気内ではないこと
	温度	0℃から+40℃（結露なきこと）
構造	フレーム	アルミフレーム（40×80）キャスタ、アジャスター付
	カバー	鋼板SPCC焼付塗装
制御	起動/停止	内部品質センサ操作部からの制御

食品乾燥機

参考図



型式	E-20H
外形寸法	871×1274×1450
トレイ	ハーフトレイ20枚
トレイ寸法	600×600mm 深さ30mm
電源	三相200V
消費電力	6755/6803W
必要アンペア数	30A
熱源	電気
送風機	シロコファン200W
本体重量	187kg
乾燥処理量	40～70kg
推奨給気量	10m3/min

工事名

川之石高校デジタル化対応産業教育設備整備工事

名称

各機器仕様図2

19

—